

2013(平成 25)年 10 月 22 日

各 位

東燃ゼネラル石油株式会社
代表取締役社長 武藤 潤
問合せ先:
EMG マーケティング合同会社
広報渉外本部
Tel: 03-6713-4400

東燃ゼネラル石油(株)異常現象通報に関する調査委員会の調査報告について

東燃ゼネラル石油株式会社(本社:東京都港区、以下「当社」)堺工場における溶融硫黄漏えい事故および本件事故に係る石油コンビナート等災害防止法(以下「石災法」)の異常現象の通報義務違反(平成 24 年 7 月 18 日既報)に関して、平成 24 年 10 月 29 日付既報の通り、当社は堺工場硫黄漏えいに関する事故調査委員会から報告書および当社が取り組むべき改善の提言を頂戴しました。その後、当社は同事故を教訓に、改善の提言が確実に実施されているか、さらに同様の問題が当社他工場において潜在していないかにつきまして、新たに第三者委員会として「異常現象通報に関する調査委員会」(委員長:田村 昌三先生。以下「調査委員会」)に委嘱し、次のとおり調査をお願いしておりました。

〈調査事項〉

- 堺工場事故調査委員会の改善提言実施状況の調査
- 石災法の異常現象通報に関する調査

〈調査の対象〉

- 当社全製油所(川崎、堺、和歌山)および石油化学工場(川崎)

この度、同調査委員会で上記調査に関する取り纏めが行なわれ、調査報告書を頂戴いたしました。報告書によれば、堺工場事故調査委員会の改善提言に対して当社が適切な対応を実施していること、同調査委員会が調査を実施した期間において当社他工場で堺工場と同様の未通報事象として扱われるものはなかったということが確認されました。添付資料の通りその概要を公開いたします。

今後は、同報告書にてご提言いただいた事項につきましても真摯に受け止め、再発防止に向けた改善策の取組みを維持継続してゆく所存です。

また、石油精製業を営む当社として、法令に基づいた工場の操業と安全の維持が大前提であり、効率的な経営はその基盤の上に成り立つこと、またそのようにして初めてエネルギーを安全に安定的に提供するという企業市民としての社会的な責任がまっとうできることを肝に銘じ、事故の再発防止と法令順守につきまして最善の努力を重ねてまいります所存です。

以 上

添付資料: [異常現象通報に関する調査委員会報告書\(概要版\)](#)